

議案第 1 号

控訴の提起について

宇都宮地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 5 号損失補填金請求事件に関し、次のとおり、控訴を提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

1 控訴の当事者

控訴人 高根沢町大字石末 2 0 5 3 番地

高根沢町

町長 神林 秀治

被控訴人 千葉県千葉市美浜区高洲三丁目 1 1 番 3 号

株式会社塚原緑地研究所

代表取締役 塚原 道夫

2 事件の概要

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで道の駅たかねざわ元気あっぷむら（以下「道の駅」という。）の指定管理者であった原告（被控訴人）が、令和 2 年 4 月から令和 5 年 4 月（新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症になった月の前月）までの道の駅における収益の減少に伴う損失については、新型コロナウイルス感染症の流行という不可抗力によるものであるとして、2 8 3, 6 8 4, 5 1 5 円の損失補填を求め、町を被告として訴訟を提起したもの

3 原判決の内容

- （1） 被告（控訴人）は、原告（被控訴人）に対し、2, 4 6 5, 2 5 2 円及びこれに対する令和 4 年 1 月 2 2 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。
- （2） 原告のその余の請求を棄却する。
- （3） 訴訟費用は、これを 1 0 0 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

(4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

4 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 第1審及び第2審の訴訟費用は、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

5 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。

(2) 必要がある場合は、上告し、又は和解する。